

平成 22 年第 2 回定例会
県土整備企業常任委員会
提 出 資 料

○ 所管事項

I	平成 22 年度上半期の各事業の運営状況について	1
II	志摩市水道事業への一元化について	3
III	水力発電事業の民間譲渡について	5
IV	R D F 焼却・発電事業について	7
V	次期中期経営計画について	17

平成 22 年 10 月 5 日
企 業 庁

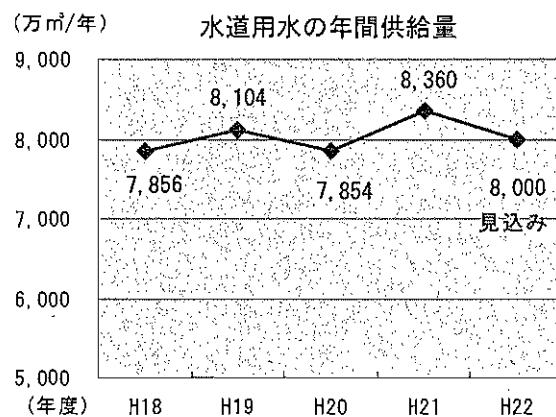
I 平成22年度上半期の各事業の運営状況について

平成22年度上半期（平成22年4～9月）における水道、工業用水道、電気の各事業の運営状況については、概ね以下のとおりです。

1 水道事業（県内29市町のうち17市町に供給）

平成22年度上半期の水道用水の供給量は4,021万m³となっており、今年度の4月1日に伊賀水道用水供給事業を伊賀市水道事業へ一元化したことから、昨年度比では6.3%の減となっています。

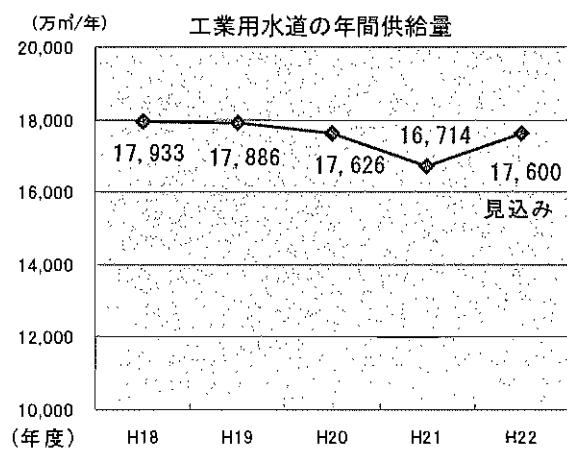
平成22年度年間供給量の見込みについては、例年並みの水準（約8,000万m³）と予測しています。



2 工業用水道事業（県内の97社108工場に供給）

平成22年度上半期の工業用水道の供給量は、9,019万m³となっており、昨年の厳しい経済情勢の影響を受け減少していた供給量も徐々に回復し、昨年度比では4.6%の増となっています。

平成22年度年間供給量の見込みについては、供給量が徐々に持ち直していることやユーザーとの新規契約もあり、昨年度を上回る水準（約1億7,600万m³）と予測しています。

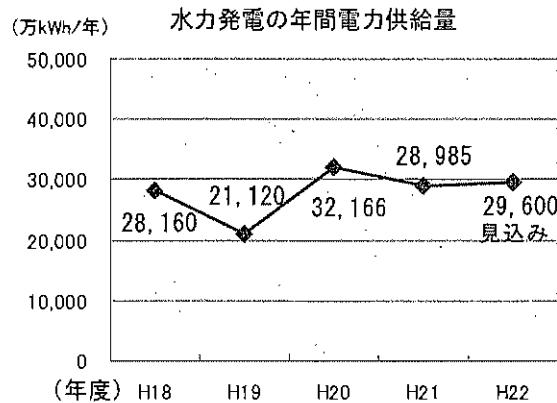


3 電気事業

(1) 水力発電（10の発電所が稼働）

平成22年度上半期の水力発電による電力供給量は、8～9月にかけて降雨量が少なかったものの、4～7月にかけて定期的な降雨があったため、約1億8,343万kWhとなりました。これは、ほぼ平成22年度上半期の目標電力量どおりですが、昨年度比では20.2%の増となっています。

平成22年度年間供給量の見込みについては、平年並み^{*1}の水準（約2億9,600万kWh）と予測しています。

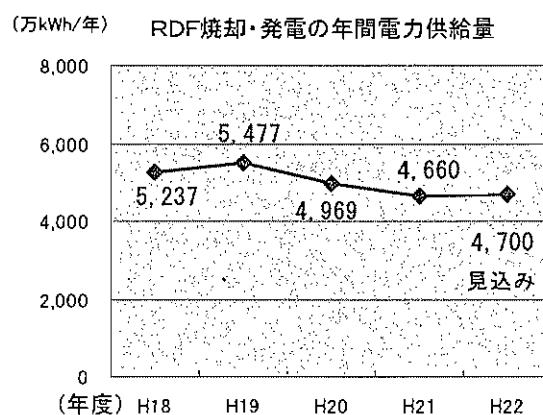


※1 過去30年間の供給電力量実績の平均値は約3億kWhであり、これを平年値として整理しています。

(2) RDF焼却・発電（県内7施設14市町のRDFを受け入れ）

平成22年度上半期のRDF焼却・発電による電力供給量は、市町からのRDF搬入量が微増したことなどから、昨年比2.7%増の2,416万kWhとなっています。

平成22年度年間供給量の見込みについては、年間のRDF搬入量をほぼ昨年度並みと見込み、昨年度と同様の水準(約4,700万kWh)と予測しています。



【平成21、22年度上半期の水道、工水、電気各事業の供給実績】

事業	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期 (4~9月)
水道事業 (万m³)	21	628	666	757	692	724	826	4,293
	22	571	634	690	635	746	746	4,021
	対前年比	90.9%	95.2%	91.1%	91.8%	103.0%	90.3%	93.7%
工業用水道事業 (万m³)	21	1,373	1,455	1,341	1,455	1,517	1,482	8,623
	22	1,352	1,472	1,477	1,573	1,602	1,543	9,019
	対前年比	98.5%	101.2%	110.1%	108.1%	105.6%	104.1%	104.6%
電気事業(水力) (万kWh)	21	1,915	3,061	2,245	3,038	3,789	1,207	15,255
	22	3,206	3,830	3,426	3,747	2,833	1,301	18,343
	対前年比	167.4%	125.2%	152.6%	123.3%	74.8%	107.8%	120.2%
電気事業(RDF) (万kWh)	21	492	296	536	301	390	337	2,352
	22	443	389	466	360	434	324	2,416
	対前年比	90.0%	131.4%	86.9%	119.6%	111.3%	96.1%	102.7%

※平成22年9月実績は速報値です。

※四捨五入のため合計が合わない場合があります。

II 志摩市水道事業への一元化について

1 一元化に向けた取組状況

平成23年4月からの一元化実施に向け、平成22年4月から、志摩市職員4名を企業庁へ受け入れ、志摩水道の管路や磯部浄水場等の現場にてOJTを行い、市への更なる技術継承に取り組むとともに、一元化に向けた諸手続きを進めています。

2 今後の対応

(1) 一元化に向けた諸手続き

① 公営企業債の引継ぎ

平成23年4月1日付けで公営企業債の引継ぎを行うため、必要な手続きについて、関係機関（国、市等）と協議を進めています。

② 国庫補助事業に係る資産の譲渡

国庫補助事業により取得した資産を市に譲渡するため、国庫補助金の取扱いについて、関係機関（国）と協議を進めています。

③ 施設改良工事の実施

水管橋の耐震化工事及び一元化に向けた南勢水道事務所からの遠方監視制御装置改良工事・志摩分水設備設置工事等を実施しています。

④ 条例改正

平成23年第1回定例会2月会議において、「三重県公営企業の設置等に関する条例」等関係条例の改正案を提出します。

⑤ 資産の譲渡契約

平成22年度中に資産の譲渡契約を締結するため、平成23年第1回定例会2月会議において、地方公営企業法の規定（重要な資産処分）に基づく資産の処分にかかる最終補正予算案を提出します。

(2) 一元化後の技術支援

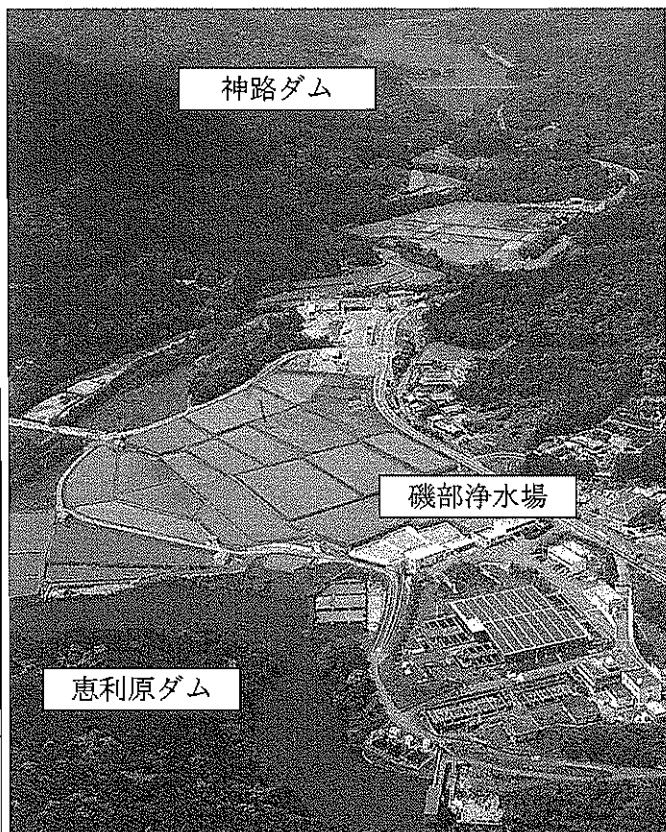
一元化後は、県（企業庁）から市に3年間、5名程度の職員を派遣し、浄水場の運転管理業務の監督、ダムを含む施設の維持管理について、OJTにより技術支援を行っていきます。

◎志摩市水道事業への一元化に向けたスケジュール

項目	H20	H21	H22											H23
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
南勢志摩 水道用水供給事業	一元化 基本合意	一元化基本 合意変更												志摩市 水道事業 へ一元化
公営企業債の引継ぎ														→
国庫補助事業に係る 資産の譲渡														→
施設改良工事の実施														→
公営企業の設置等に関する 条例等の改正														条例改正
公営企業法による資産処分 (重要な資産の処分)														最終補正 予算
資産の譲渡契約														譲渡契約
志摩市職員の 技術継承														→
企業庁から志摩市へ 技術支援														→

◎志摩市水道事業へ一元化する事業の概要

事業内容	南勢志摩水道用水供給事業 のうち、志摩市内における 事業
水源	二級河川磯部川水系磯部川 (神路ダム及び恵利原ダム)
浄水場	磯部浄水場
給水能力	31,000m ³ /日
給水対象地域	志摩市全域
給水開始年月日	(一部) 昭和43年11月 (全部) 昭和51年 4月
建設期間	昭和40年度～昭和50年度



III 水力発電事業の民間譲渡について

1 地域貢献課題に関する地域への説明状況

(1) 大台町住民への説明

大台町の3地域（領内、大杉、荻原地区）において住民説明会を開催し、地域貢献課題14項目のうち、中部電力㈱と合意に至っていない三浦湾への緊急発電放流、森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策の3項目を中心に、譲渡にあたっての県の対応方針を説明しました。

この中で、緊急発電放流については、宮川ダムの事前放流など、県が行う宮川の治水対策を今後とも適切に実施していくことを併せて説明し、緊急発電放流を譲渡条件としないことについて理解を求めました。

また、森林環境保全事業や奥伊勢湖環境保全対策については、譲渡後においても確実に事業の継続が行えるような方策を検討していくことについて説明し、理解を求めました。

この結果、地域貢献課題に対する県の対応方針について、住民の方々から特に反対意見はありませんでした。

(2) 関係市町への説明

宮川流域市町（大台町、大紀町、度会町、玉城町、明和町、伊勢市）や紀北町に対しても、合意に至っていない地域貢献課題3項目を中心に県の対応方針を説明し、理解を求めたところ、特に反対意見はありませんでした。

2 中部電力㈱との協議状況

(1) 地域貢献課題について

譲渡譲受にあたって、次の3項目について、最終的な対応を協議しています。

① 森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策

譲渡後も確実に事業が行えるよう、事業費の負担を求めるなど、事業継続のための具体的な方策を協議しています。

② 宮川の流量回復

「栗生頭首工直下で毎秒3m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m³を限度に放流する」ための具体的な運用ルールや流量測定方法について、引き続き細部の調整を行っています。

(2) 設備関係について

老朽化設備の前倒し補修など、課題解決に向けて引き続き計画的に進めていますが、対応策を明確にする必要がある課題について、優先的に協議を進めています。

① P C B 含有大型変圧器の取替

県で取替・処分することとした使用中のP C B 含有大型変圧器5台については、今後の取替スケジュールを明確にするとともに取替費用の概算額を積算し、費用の負担方法について協議しています。

② 宮川第三発電所の建屋クラックへの対応

建屋の一部を新築する方向で対応策を確認するとともに新建屋の仕様や改修費用の負担方法について協議しています。

(3) 用地・権利関係について

① 用地関係

境界確認、用地測量、用地境界杭設置、管理用図面等の作成業務を引き続き進めています。また、未登記の解消、発電所敷地内の国有地の払い下げ・付け替え等についても、譲渡までに実施できるよう進めています。

用地境界確認作業は、平成22年9月末時点で全1,229筆のうち1,215筆〔98.9%〕の確認が終わっており、未登記物件については、19筆のうち8筆の処理が完了しました。

② 権利関係

水利権等の譲渡譲受にあたって、必要となる書類やスケジュールを国土交通省などの関係機関と協議するとともに、譲受側となる中部電力㈱のスケジュール確認等を行っています。

その他、地域関係者等との協定や覚書について、継承のための内容確認や継承方法の協議を行っています。

(4) 譲渡価格について

譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な価格となるよう資産の観点、他県での譲渡事例、収益性を考慮した事業価値など、様々な要素を踏まえて検討する中で、双方が協議しています。

3 今後の対応

(1) 地域貢献課題について

地域貢献課題3項目について最終的な詰めを行い、対応を整理していきます。

なお、三浦湾への緊急発電放流については、大台町などへの説明結果も踏まえ、譲渡条件としないこととする方向で整理していきます。

(2) 譲渡価格について

譲渡価格も含めた譲渡譲受にあたっての基本的な事項について合意できるよう譲渡価格について、中部電力㈱との協議を進めます。

IV RDF焼却・発電事業について

1 施設の運転状況

三重ごみ固体燃料発電所は、4ヶ月毎にボイラの定期点検を実施するなど、安全確認を行いながら、運転を行っています。引き続き、施設の安全管理に万全を期し、安全・安定運転に努めます。

○ RDF処理状況（平成22年4月～平成22年9月）

RDF搬入量： 23,943㌧ (前年同期比2.1%増) (速報値)
供給電力量： 2,416万kWh (前年同期比2.7%増) (速報値)
場外処理量： 0㌧

(参考) 前年のRDF処理状況（平成21年4月～平成21年9月）

RDF搬入量： 23,457㌧
供給電力量： 2,352万kWh
場外処理量： 0㌧

※年間の運転スケジュールについては、13ページ参照。

2 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方について

（1）RDF運営協議会理事会での協議状況

平成22年8月27日にRDF運営協議会理事会を開催し、以下のことが確認されました。

① 繼続期間について

平成29年度以降も継続する場合は、平成32年度末までの4年間とすることになりました。

② 事業主体、継続に伴う費用負担について

事業主体や費用負担のあり方について、県としては、県が事業主体となる場合は、受益者負担が原則であるとの考え方を改めて示したところ、市町からは、県が政策誘導した責任として応分の負担をするべきとの意見が多数あり、合意に至りませんでした。

このため、早期に結論が得られるよう、今後も市町と県が精力的に検討を進めることになりました。

【参考：理事会で示した県の考え方】

- a 事業主体については、密接に関係する費用負担と一体として検討する必要があること。
- b 県が事業主体となる場合には、今後必要となる経費のうち、継続に伴う費用（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）は、受益者負担を原則とし、参画市町に負担していただく必要があること。

【参考：今後必要となる経費の試算】

	(単位：百万円)				
	継続に伴う維持管理費の増額分 ※1	改修費	外部処理費 ※2	撤去費	合計
4年継続の場合 (H29~32年度) ※3	1,887	495	34	720	3,136

※1 平成29年度以降必要となる維持管理費の総額から、収入予定の総額（売電収入及び平成28年度単価による処理委託料収入）を差し引いた額
※2 改修期間中の他施設でのRDF処理費用
※3 RDF想定処理量は H29年度～32年度:4万5千t/年

(2) RDF関係市町長による知事要望

8月30日には、三重県RDF運営協議会構成市町（14市町）からRDF焼却・発電事業の事業主体及び費用負担についての要望書が知事に提出されました。

【要望書の要旨】

- RDF焼却・発電事業の継続にかかる県の役割として、県が事業主体として責任を果たすこと。
- RDF焼却・発電事業の継続に際して、市町に新たな財政負担を求めないこと。

(3) 今後の対応

平成29年度以降の事業のあり方については、概ね平成22年度末を目途に取りまとめるところから、事業主体や費用負担のあり方など解決されていない残りの課題について、RDF運営協議会で引き続き検討していきます。

県としては、平成28年度までは県のモデル事業として事業を実施しているところですが、平成29年度以降は新たな段階としての事業展開が必要であると考えています。引き続き、一般廃棄物の処理は市町の責務であることやRDF化以外の処理方法をとっている他の市町との公平性からも、受益者負担を原則とする県の考え方について関係市町に理解を求めていきます。

3 訴訟経過

RDF貯蔵槽爆発事故に係る富士電機システムズ㈱と富士電機ホールディングス㈱を相手方とする損害賠償請求訴訟については、これまでに口頭弁論が5回、準備的口頭弁論^{注)}が15回開かれ、現在も継続して審理が行われています。

次回は、平成22年10月7日に第16回準備的口頭弁論が開かれる予定です。今後も、弁護士とも十分相談し、適切に対応していきます。

【経緯】

- ・口頭弁論

第1回（平成18年9月7日）～第5回（平成19年8月2日）開催

- ・準備的口頭弁論

第1回（平成19年11月1日）～第15回（平成22年7月22日）開催

【今後の予定】

第16回準備的口頭弁論 平成22年10月7日 開催予定

(注) 準備的口頭弁論とは、争点及び証拠の整理などのために行う口頭弁論の一種です。

【参考】民事訴訟の損害賠償請求額について

県側 : 22億5,653万4,672円

富士電機システムズ(株)側 : 31億5,408万 568円

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について、平成29年度以降継続するための課題13項目について、市町と県が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う。

なお、13項目のうち解決されていない課題については、あり方検討作業部会で協議を行い、概ね平成22年度末を目指し合意を得られるよう、RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について市町と県が協力して取り組むこととする。

1 平成29年度以降の継続期間について

平成29年度以降の継続期間は、4年間（平成32年度末）とする。

2 平成29年度以降の参画市町について

平成29年度以降の参画市町は、平成22年4月14日開催のRDF運営協議会理事会において、「平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。」と確認済み。

3 継続期間中の離脱ルールについて

継続期間中は、新たな枠組によって、RDF焼却・発電事業に協力して取組むこととする。このことから、RDF構成市町が平成29年度以降にRDF焼却・発電事業から離脱する場合のルール（契約解除に伴う費用負担）については、RDF量に相当する費用負担を原則として、次の案を基本に引き続き、詳細な検討を行う。

【負担費用算出の考え方】

RDF構成市町の事由による契約解除に伴う費用負担については、離脱する構成市町は、離脱の年度から事業期間が満了するまでの期間における処理委託料に残存期間におけるRDF処理委託量を乗じた額及びRDFが処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額とする。

4 継続するための追加投資、改修期間中のRDF処理について

継続する場合の改修費用としては、継続期間が3～5年の場合は約5億円と（財）日本環境衛生センターへの委託調査によって示されており、平成29年度以降も継続するためには、経費の増加は避けられない。

改修期間中のRDF処理については、引き続き、受け入れ可能事業者の選定や契約内容等について、県が責任をもって継続的に検討を行う。

- 5 継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用について
県が事業主体となる場合、その所有権は県に帰属する。また、その撤去費用については、県が負担する。
- 6 改修期間中のRDF受け入れ先の確保について
引き続き、受け入れ可能事業者の選定や契約内容等について、県が責任をもって、継続的に検討を行う。
- 7 継続期間中の維持管理体制について
引き続き、RDF焼却・発電施設の維持管理が可能な事業者について、県が責任をもって検討を行う。
- 8 継続期間中の維持管理費用及びその費用負担について
改めて契約を締結することになるため、現状と同様の管理体制をとることを前提に、維持管理費については年間約13億円（現在、年間約9億円）となることが（財）日本環境衛生センターへの委託調査によって示されている。平成29年度以降も継続するためには、効率的なRDF焼却・発電施設の運用を行い、より一層の経費節減に努めることとするが、経費の増加は避けられない。
RDF焼却・発電施設の維持管理費用（処理委託料）の負担方法については、県は受益者負担の考え方であり、県の負担を求める市町の考え方と大きな差異がある。このため、早期に結論を得られるよう、今後も精力的に検討を進める。
- 9 適切な経費チェック方策について
RDF焼却・発電事業の予算、決算について、RDF運営協議会総務運営部会でチェックを行う。
- 10 RDFの運搬コストの低減方策について
収集運搬等における有効なコスト削減手法について、市町の事例等を踏まえ、今後も継続的に検討を行う。
- 11 行政直営での事業運営について
RDF焼却・発電施設は装置も多く、複雑な構成となっていることから、維持管理のための専門的な要員も必要である。こうしたことから、その管理運営については、行政直営よりも民間運転事業者のノウハウを活用することが有効である。

12 県と市町の役割分担について

事業主体と費用負担について検討を行っているところであるが、県は受益者負担の考え方を打ち出しており、県の負担を求める市町の考え方と大きな差異がある。このため、早期に結論を得られるよう、今後も精力的に検討を進める。

13 RDF処理とその他の処理との経費比較について

各市町の新施設建設にかかる費用については、全国の実績を参考に処理方式別の建設コストをあり方検討作業部会で示している。また、維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく経費一覧を示し、さらに環境省が策定した廃棄物会計基準に基づく処理方式別の経費比較について検討を進めている。

三重ごみ固形燃料発電所 発電所運転実績及び計画

平成22年度

項目	H22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H23年 1月	2月	3月
1号ボイラ 運転		運転(102日間) 4/6(火) ~ 7/15(木)			運転(105日間) 7/15(木) ~ 8/9(月)			運転(35日間) 11/20(土) ~ 12/13(月)		運転(58日間) 1/15(土) ~ 2/5(土)		
点検・確認				点検 7/16~8/8				点検予定 1号ボイラ定期事業者検査 1/16~2/6		タービン定期事業者検査 1/16~2/4		
2号ボイラ 運転		運転(113日間) 5/8(土) ~ 5/24(月)		運転(110日間) 5/24(月) ~ 9/9(木)			運転(88日間) 10/4(月) ~ 12/29(水)		運転(13日間) 1/4(火) ~ 1/15(土)		運転(85日間) 1/15(土) ~ 2/6(日)	
点検・確認			点検 5/9~5/23			点検 9/10~10/3			燃料調整による停止 2号ボイラ年末年始のRDF搬入量減少見込のため停止 1/16~2/5	タービン定期事業者検査および自主点検 1/16~2/6	タービン定期事業者検査および自主点検による2号ボイラ停止 1/16~2/5	
(参考) 安全管理会議								○11月頃 第20回会議(予定)				○3月頃 第21回会議(予定)
安全管理会議技術部会							技術部会 隨時開催					

平成21年度

項目	H21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H22年 1月	2月	3月	
1号ボイラ 運転		運転(98日間) 4/4(土) ~ 7/9(木)			運転(99日間) 7/9(木) ~ 8/7(金)			運転(20日間) 11/12(木) ~ 12/18(金)	運転(56日間) 12/18(金) ~ 2/13(土)	運転(21日間) 2/13(土) ~ 2/28(日)			
点検・確認				点検 燃料調整による停止 1号ボイラ停止 点検:7/10~7/26 燃料調整:7/27~8/6			タービン入口温度低下により タービン、発電機停止 1号ボイラを手動停止 12/19~12/20		点検 1号ボイラ停止 11/13~11/29		1号ボイラ RDF量が不足するため停止 2/14~2/27	1号ボイラ停止 3/21~4/5	
2号ボイラ 運転			運転(107日間) 5/2(土) ~ 5/30(土)		運転(40日間) 9/12(土) ~ 10/5(月)		運転(44日間) 11/12(木) ~ 11/17(火)		運転(112日間) 12/29(火) ~ 1/18(月)				
点検・確認			定期事業者検査 (5/3~5/30)		発電機保護装置(87G)動作によりタービン、発電機停止 ボイラは運転継続 8/19~8/21		点検 燃料調整による停止 2号ボイラ停止 点検:9/13~9/27 燃料調整:9/28~10/4		点検 2号ボイラ停止 11/13~11/16		2号ボイラ停止 1/4~1/17	2号ボイラ年末年始のRDF搬入量減少のため停止 1/18(月)	
(参考) 安全管理会議								○11月16日 第18回会議				○3月26日 第19回会議	
安全管理会議技術部会							○10月19日 第25回部会			○2月12日 第26回部会			

参考 R D F 焼却・発電施設用地の取得について

(1) 経緯

R D F 焼却・発電施設用地（以下「県施設用地」という）については、県と桑名広域清掃事業組合（以下「桑名広域」という）との間で締結している「R D F 化構想に関する確認書（平成 9 年 3 月 26 日）」に基づき、桑名広域から斡旋を受け、県が有償で取得することとなっています。

事業当初から、桑名広域は、R D F 用地（県施設用地+桑名広域のR D F 化施設用地）を含む地域が公団混乱地域であることから、土地区画整理事業により、R D F 用地の確保を図ることとしました。そこで桑名広域は、土地区画整理事業に不参加の者の所有地については先行取得し、桑名広域自身が地権者として土地区画整理事業に参画しました。また、それ以外に必要な土地については、仮換地までの間は無償借地契約を締結し、仮換地後、保留地として購入することで、R D F 用地の確保を行ってきました。

県は、R D F 焼却・発電施設整備事業の最終年度である平成 14 年度当初予算において、土地取得の予算計上を行いましたが、一部地権者による土地の明け渡しを求める訴訟が桑名広域に対し提起されたこと等により、土地取得の目処が立たなかつたことから、当該年度最終補正予算において取り下げを行いました。

平成 16 年頃に、企業誘致の計画が持ち上がり、新たな土地区画整理事業として平成 21 年 1 月 23 日に桑名市多度力尾土地区画整理組合（以下「土地区画整理組合」という）」が設立されました。

その後、土地区画整理組合は本年 7 月 21 日に仮換地の指定を行いました。

(2) 現状

仮換地指定に伴い、土地区画整理組合は、用地造成などの事業費用の財源として保留地（R D F 用地と工業団地用地）を処分（売却）する必要があることから、現在、R D F 用地の売却を桑名広域に要請し交渉が進められています。

のことから、桑名広域は県に対して、年度内にR D F 焼却・発電施設用地の購入を要請しています。

(3) 今後の予定

今後、環境森林部が中心となって、用地の取得時期や取得価格について桑名広域と調整し、今年度の補正予算への計上や土地取得の議案上程について検討していきます。

(4) 将來の跡地活用

県のR D F 焼却・発電施設と桑名広域のR D F 化施設は一体的に整備されていくこと、また、当該用地は都市計画法上「ごみ処理場」と位置付けされていること等から、R D F 事業終了後の土地活用については、廃棄物・リサイクル分野での有効利用を基本に、今後桑名広域等と協議していきます。

(5) 参考

○面積

- ・土地区画整理事業施行区域面積 約 7.3 ha
うち R D F 用地約 1.1 ha

【用語解説】

○土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設が未整備の一定の区域において、地権者からその権利に応じて少しづつ土地を提供（減歩）してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を保留地として売却して事業資金の一部に充てる事業制度です。

地権者においては、土地区画整理事業後の面積は従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園等の公共施設の整備や、土地の整地により利用価値の高い土地が得られます。

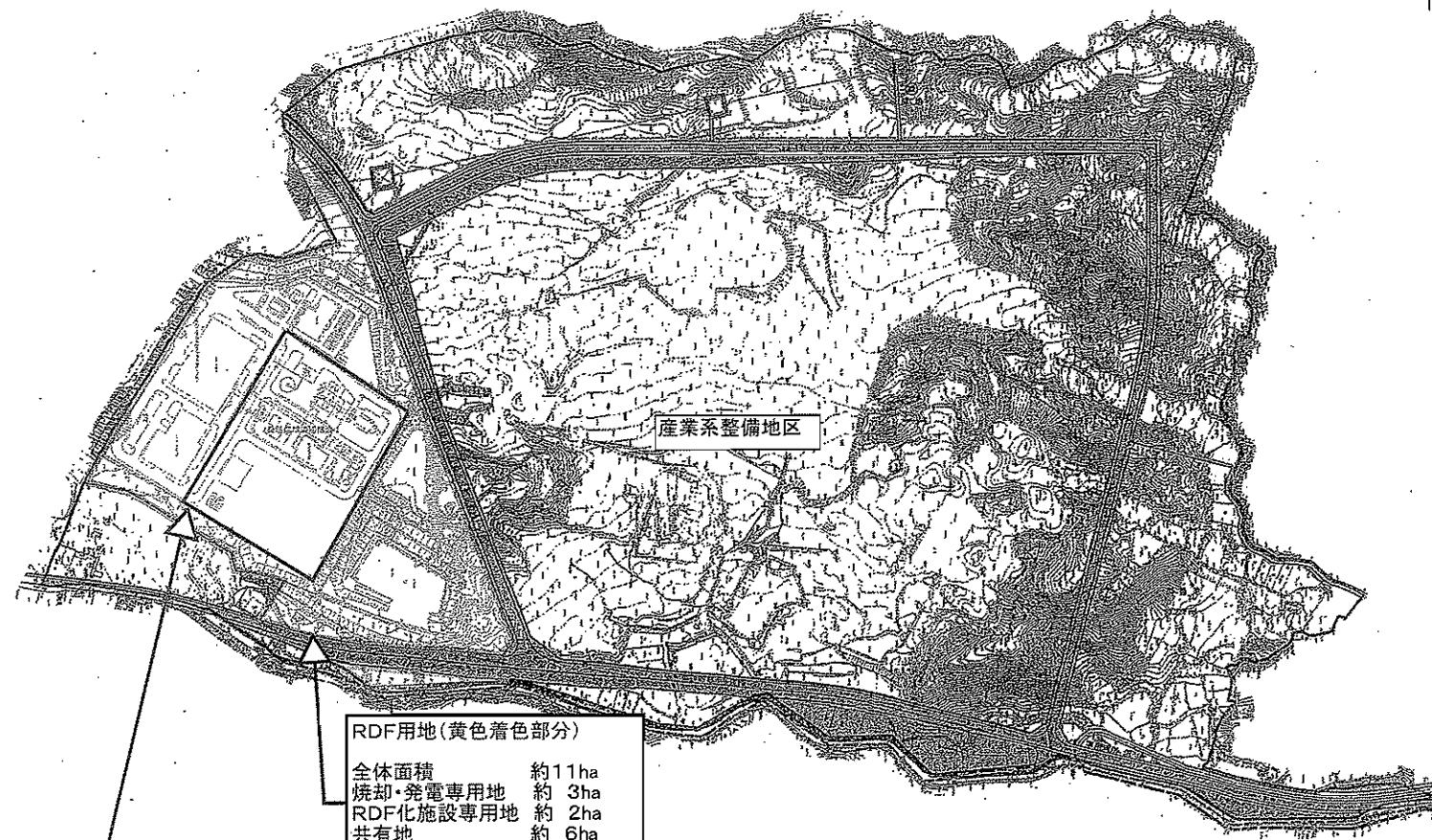
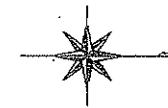
○仮換地

従前の土地について将来、換地として定められるべき土地の位置、地積等を仮に指定します。

○換地

区画整理では、道路・公園等の公共施設を整備すると同時に、個々の土地の条件を考慮しながら、最も利用しやすいように土地の再配置を行います。このように、従前の土地に対して、新しく置き換えられた土地を換地といいます。換地には、従前の土地についての権利（所有権、地上権等）がそのまま移っていきます。換地は、換地処分という方法で原則として地区内において一斉に行われます。

桑名市多度力尾土地区画整理事業（全体面積 約73ha）



凡 例	
施 行 地 区 隊	
都 市 計 画 街 道	
区 画 整 備 地	
河 川 ・ 水 路	
調 整 地	
綠 地	
工 事 地	
都 市 通 勤 施 設	
農 地	

※RDF用地の内訳

- 県施設用地
焼却・発電施設専用地+共有地(県分)
- 桑名広域のRDF化施設用地
RDF化施設専用地+共有地(桑名広域分)

V 次期中期経営計画について

次期中期経営計画(以下「第2次中期経営計画」という)については、現行の中期経営計画(以下「第1次中期経営計画」という)の検証を踏まえたうえで、4年間(平成23年度～26年度)の具体的な取組を示すこととしています。第1次中期経営計画における取組成果と課題や第2次中期経営計画における成果指標等の考え方については次のとおりです。

1 第1次中期経営計画における取組成果と課題

(1) 取組成果

第1次中期経営計画の実施期間(平成19年度～22年度)における主な取組成果(進捗)は次のとおりです。

① 「計画的な施設改良の推進」について

浄水場等における主要施設や水管橋の耐震化対策を重点的に実施してきました。耐用年数が経過した電気・計装・機械設備については、劣化状況等を総合的に判断し更新してきました。進捗については、工業用水道事業における水管橋の耐震補強を除き、着実に進めることができると見込んでいます。

② 「『企業庁のあり方に関する基本的方向』の具体化による経営改善」について

ア 「市水道事業への一元化」については、当初の予定に比べ1年遅れましたが、平成22年4月から伊賀市へ一元化を実施しており、また平成23年4月からは志摩市へ一元化を実施する予定です。

イ 「技術管理業務の包括的な民間委託の推進」については、平成21年4月から工業用水道の全ての浄水場等において委託を開始しました。

ウ 「水力発電事業の民間譲渡」については、平成21年3月に中部電力㈱と譲渡・譲受に関する確認書を締結し、双方が合意した内容や今後の対応方針に沿って、地域貢献や設備・用地等の課題解決に向けて取り組んできました。

なお、譲渡目標時期については、平成21年度末から平成25年度又は平成26年度に伸ばすこととし、譲渡範囲や譲渡価格等、基本的な事項について、交渉しているところです。

エ 「RDF焼却・発電事業の新たな運営主体の移管」については、経営上の収入により事業の経費を賄うなど公営企業として成り立つ仕組み等、様々な課題の解決を図ることを前提に、水力発電事業の譲渡後、平成28年度まで企業庁が引き続き運営することとしました。

なお、平成29年度以降のあり方については、一定の方向性を得るよう関係市町と協議を行っているところです。

このように、変更が生じたことがあります、長期経営ビジョンに基づき、「将来に渡って持続可能な水と電気の『安全・安定』供給を実現する」ための具体的な取組を進めることができました。

(2) 課題(第2次中期経営計画において解決すべき課題)

取組成果の検証により、第2次中期経営計画で取り組むことが必要な経営改善の主な課題としては次のとおりです。

① 「計画的な施設改良の推進」について

工事対象を精査したうえで、引き続き、耐震化対策や老朽劣化対策を重点的に行う必要があります。また、水力発電事業の民間譲渡までに、譲渡課題であるPCB含有大型変圧器の取替などを計画的に実施していく必要があります。

② 「市町・民間事業者・ユーザーと連携した『安全・安定』供給の取組」について

災害に備えた研修・訓練などを市町と連携し継続していく必要があります。

③ 「技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組」について

包括的な民間委託の拡大が進み、職員が経験を積む機会が減少していることから、業務にかかる知識やノウハウの継承に取り組むことが重要です。このため、業務に沿った専門研修やOJTをより充実させることで、職員の意識改革を一層進めるとともに、組織をあげて人材育成などに取り組む必要があります。

また過去には発注済工事において大幅な設計変更を余儀なくされたこともあり、職員に対する現場力の向上に向けて、引き続き、取り組む必要があります。

④ 「『企業庁のあり方に関する基本的方向』の具体化による経営改善」について

ア 「技術管理業務の包括的な民間委託の推進」については、工業用水道における包括的な民間委託の状況を検証しながら、段階的な委託業務範囲の拡大等を図っていく必要があります。

イ 「水力発電事業の民間譲渡」については、水力発電事業の民間譲渡を行うにあたって、設備改修等、譲渡までに県が実施することとしている課題の解決を図る必要があります。

ウ 「RDF焼却・発電事業の新たな運営主体の移管」については、平成28年度まで企業庁が引き続き運営するための前提条件である、経営上の収入により事業の経費を賄うなど公営企業として成り立つ仕組み等、様々な課題の解決を図る必要があります。

2 経営の状況

(1) 納水量、供給電力量等の状況

納水量、供給電力量等の状況について、水道事業及び工業用水道事業では「ほぼ横ばい」、水力発電事業では「降雨量が少なかった平成19年度を除き横ばい」、RDF焼却・発電事業では「平成20年度以降、市町からのRDF搬入量が年々減少」しています。

(2) 収支の状況

効率的な事業運営に取り組むため、各事業において計画的で統一的な財務運営を行っています。

ア 水道事業及び工業用水道事業では、公的資金補償金免除繰上償還制度等を活用して、長期債務の繰上償還を実施し、支払利息の軽減が図られたことなどから、費用が減少し計画を上回る純利益を確保しています。また、的確な需要予

測や経費削減を行うことで、平成22年1月から北伊勢工業用水道の料金を、平成22年4月から水道料金を、それぞれ引き下げました。なお、平成22年度は水道事業において伊賀市水道事業への一元化に伴い、収益的収支で純損失が発生する見込みです。

- イ 水力発電事業では、平成16年の台風21号で被災した発電所の運転が、平成20年度に再開したことなどから収支は改善しています。なお、平成22年度は、譲渡に伴う設備改修費用が嵩んでいることから、純損失が発生する見込みです。
- ウ RDF焼却・発電事業では毎年度純損失が発生しておりますが、平成20年11月のRDF運営協議会理事会及び総会において、平成20年度から28年度までの収支の不足見込み額については県と市町で半分ずつ負担することとし、平成28年度で収支が均衡するよう平成21年度から毎年度処理委託料を段階的に引き上げることとしました。

(3) 経営にあたっての留意点

- ア 引き続き長期債務の繰上償還等による支払利息の低減などに取り組み、更なる費用の削減を図り、経営の効率化に努める必要があります。
- イ 工業用水道の利水状況について、約11万m³/日が未売水となっており、引き続き企業誘致部局等と連携し、需要拡大に努める必要があります。

第1次中期経営計画における成果指標(平成21年度迄の実績)

事業区分	経営目標	指標(単位)	主な成果(目的)	H18 末	H19	H20	H21	H22
水道	全体	①安心して飲める水が安定供給されていると感じる県民の割合(%)	日常生活に欠かせない飲料水が安心して飲め、安定的に供給されていることに対する満足度(一万人アンケート)	57.1	58.0 62.6	59.0 64.0	59.5 67.2	60.0
	計画的な施設改良の推進	②施設の耐震化率(%)	主要施設の耐震化が計画的に実施され、水道水が安定的に供給できる状態になっていること	93.0	93.8 93.8	94.6 95.3	96.1 96.9	96.9
	市町、民間事業者と連携した水質管理強化の推進	③水質基準適合率(%)	水質基準に適合している割合100%は、水道水が安全であること	100	100 100	100 100	100 100	100
	市水道事業への一元化の推進	・市水道事業への一元化(年度)	より効果的な事業運営	-	- -	- -	- -	・伊賀市水道事業への一元化※
	・包括的な民間委託の推進	④給水障害発生件数(件)	水が安全で安定的に供給されていること	1	0 1	0 0	0 0	0
	・建設・拡張事業の推進	⑤給水原価(円/m ³ :税抜)	コスト削減などにより事業が効率的に運営されていること	128.1	124.9 122.6	121.7 120.7	118.5 120.5	115.4
	・効率的な事業執行	⑥年間給水量(百万m ³)	水が安定的に供給されていること	78	78 81	78 78	78 84	81
	計画的な施設改良の推進	⑦水管橋の耐震化率(%)	水管橋の耐震化が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態になっていること	66.2	68.9 66.2	71.6 67.6	81.1 70.3	89.1
	・包括的な民間委託の推進 ・効率的な事業執行	⑧給水障害発生件数(件)	工業用水が安全で安定的に供給されていること	0	0 1	0 0	0 0	0
工水	・ユーチュアとの協働 ・未利用水等への対応	⑨給水原価(円/m ³)	コスト削減などにより事業が効率的に運営されていること	25.5	25.3 24.0	24.6 24.2	24.0 24.4	23.4
	⑩年間使用水量(百万m ³)	工業用水が安定的に供給されていること	222	222 225	222 225	222 221	222	
	⑪新規・増量契約件数(件)	新規需要に迅速、的確に対応していること	6	5 5	5 9	5 3	5 3	
	事業の民間譲渡への取組	水力発電事業譲渡(年度)	目標年度までの円滑な譲渡	-	- -	- -	- -	基本的な事項の合意※
	・安全・安定運転の取組 ・計画的な施設改良(改修)の推進	⑫年間溢水電力量(千kWh)	効率的な発電運用と維持管理により、安定的に電力が供給されていること	9,699	6,000 7,085	6,000 3,654	6,000 14,800	6,000 以下
電気	・計画的な施設改良(改修)の推進	⑬供給電力量(千kWh)	電力が安定的に供給されていること(クリーンエネルギーの確保)	281,604	289,048 211,203	299,952 321,656	295,190 289,850	296,623
	⑭発電によるCO ₂ 削減量(千t-CO ₂)	地球温暖化防止への貢献度を示す	156	160 117	166 179	164 161	165	
	事業の新たな運営主体への移管	RDF焼却・発電事業移管(年度)	目標年度までの円滑な移管	-	- -	- -	- -	-※
	・安全・安定運転の取組	⑮RDF外部処理委託量(t)	発電所の安定稼働	659	0 0	0 0	0 0	0
	⑯供給電力量(千kWh)	電力が安全・安定供給されていること(廃棄物エネルギーの有効活用)	52,373	51,315 54,768	52,025 49,688	52,728 46,601	52,543	
RDF	⑰発電によるCO ₂ 削減量(千t-CO ₂)	地球温暖化防止への貢献度を示す	29	28 30	29 28	29 28	29	

○ 上段は中期経営計画(平成19年11月策定、平成21年3月及び平成22年3月の一部改定)の目標値、下段は実績。なお、※印については、平成22年3月の一部改定による目標値。

3 第2次中期経営計画における成果指標の考え方(案)

成果指標について、第1次中期経営計画では、気象状況や社会動向などの影響から達成状況にばらつきがありました。第2次中期経営計画では、「4年間の取組目標が明確化する項目」等を考慮し変更します。

- 水道事業では、現時点で目標を達成する見込みであり、今後、進捗管理を行う必要がない項目「市水道事業への一元化」等を削除します。

水道事業における指標項目(項目数を7から6に減)

第1次中期経営計画	第2次中期経営計画(案)
・安心して飲める水が安定供給されている と感じる県民の割合	・浄水場等における主要施設の耐震化率
・施設の耐震化率	・水管橋の耐震化率
・市水道事業への一元化	・設備の更新率
・給水障害発生件数	・水質基準適合率
・年間給水量	・給水障害発生件数
	・給水原価

※ アンダーラインで示している指標については、第2次中期経営計画で削除します。
ゴシック体で示している指標については、今回、新たに追加します。

- 工業用水道事業では、施設改良の進捗管理を、より的確に行うための項目「浄水場等における主要施設の耐震化率」や「設備の更新率」等を追加します。

工業用水道事業における指標項目(項目数を5から8に増)

第1次中期経営計画	第2次中期経営計画(案)
・水管橋の耐震化率	・浄水場等における主要施設の耐震化率
・給水障害発生件数	・水管橋の耐震化率
・給水原価	・管路の更生率
・年間使用水量	・設備の更新率
・新規・増量契約件数	・給水障害発生件数
	・給水原価
	・年間給水量
	・新規・増量契約件数

- 電気事業では、外的要因による影響を受けやすい項目「RDF焼却・発電による供給電力量」等を削除し、安全・安定供給を、より的確に行うための項目「供給支障件数」や「RDF1t当たりの発電量」等を追加します。

電気事業における指標項目(項目数を8から9に増)

第1次中期経営計画	第2次中期経営計画(案)
【水力】	【水力】
・水力発電事業譲渡	・主要施設の耐震化率
・供給電力量(水力)	・設備の更新率
・発電によるCO2削減量(水力)	・水力発電事業譲渡
【RDF】	・年間溢水電力量
・RDF焼却・発電事業移管	・供給電力量
・RDF外部処理委託量	・供給支障件数
・供給電力量(RDF)	・発電によるCO2削減量(水力)
・発電によるCO2削減量(RDF)	【RDF】
	・RDF外部処理委託量
	・RDF1t当たりの発電量

4 第2次中期経営計画の構成(案)

章構成については、第1次中期経営計画に沿った章立てにすることとし、第2章に、「第1次中期経営計画の取組成果と課題」を新たに加え、第4章以降の具体的な取組のなかで、それらの課題を踏まえた解決策を示していきます。

第1章 策定の趣旨

- ・計画の位置づけ、計画期間

第2章 第1次中期経営計画(平成19年度～22年度)の取組成果と課題

- ・各事業の進捗状況及び課題

第3章 経営の状況

- ・5年間(平成18年度～22年度)の収支や資本状況

第4章 今後4年間の重点的な取組

第2章の課題を踏まえた各事業における重点的な取組及び抜本的な
経営改善の取組

- ・計画的な施設改良の推進
- ・技術管理業務の包括的な民間委託の拡大
- ・水力発電事業の民間譲渡
- ・RDF焼却・発電事業に伴う様々な課題解決に向けた取組

第5章 事業別の取組

- ・各事業の具体的な取組と達成すべき成果指標
- ・収支計画

第6章 環境への配慮と地域貢献活動の取組

- ・ISO14001環境マネジメントシステムの取組
- ・地球温暖化対策の取組
- ・地域貢献活動の取組

第7章 経営基盤強化の取組

- ・定員管理計画
- ・技術継承と人材育成
- ・ISO9001による品質向上への取組
- ・効率的な財務運営の取組

第8章 計画達成状況の公表・評価方法

- ・計画の進捗状況の公表
- ・ユーザー、有識者等による経営に関する懇談会の実施

5 今後のスケジュール

平成22年12月 中間案を常任委員会にて説明

平成23年 1月 中間案を「三重県企業庁経営に関する懇談会」にて説明

3月 最終案を常任委員会にて説明

「三重県企業庁第2次中期経営計画」の概要(案)

(平成23年3月策定予定)

趣旨

「三重県企業庁第1次中期経営計画」(平成19年度～22年度)の検証を踏まえたうえで、「三重県企業庁長期経営ビジョン」(平成19年度～28年度)における4年間(平成23年度～26年度)の進捗管理を的確に行うための実行計画

経営の状況

給水量の状況

- 5年間：横ばい

収支の状況

- 料金の値下げにより収入は減少
- 繰上償還等による支払利息の軽減
- 市水道への一元化に伴う特別損失の発生

施設の整備状況

- 平成21年度に伊賀水道用水供給事業の給水開始
- 平成23年度に北中勢水道用水供給事業(第2次拡張)の全部給水開始を予定

経営にあたっての留意点

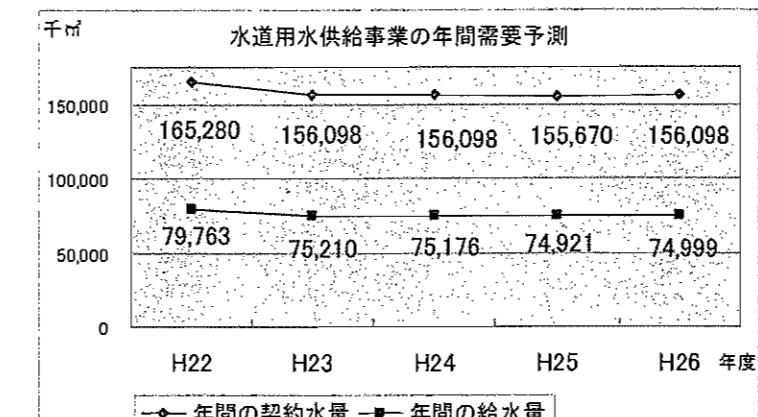
- 地形的な問題や建設時期により施設整備費が割高、給水原価は高い状況
→①更なる費用の削減

水道用水供給事業

平成22年度見込

- 純損失44億3千万円
(純利益7億5千万円)
- ※()書きは、伊賀水道事業への一元化に伴う特別損失を除く。
- 長期債務残高
492億1千万円

平成22年度まで8,000万m³/年、23年度から7,500万m³/年



※平成23年度から志摩水道の一元化に伴い、磯部浄水場からの供給分(3万1千m³/日)について皆減

第2次中期経営計画における成果指標

平成26年度目標値

- ①浄水場等における主要施設の耐震化率(%)
- ②水管橋の耐震化率(%)
- ③設備の更新率(%)
- ④水質基準適合率(%)
- ⑤給水障害発生件数(件)
- ⑥給水原価(円/m³)

・それぞれの地域の特性に応じた形態により、市町や民間事業者と協働し、「水源から家庭の蛇口まで」の「安全・安心・安定」供給に取り組みます。

・時代の変化に即応した経営改善を推進し、効率的な事業運営のもとニーズに即したサービスを提供します。

工業用水道事業

給水量の状況

- 5年間：横ばいないしは微減傾向
- 約11万m³/日が未売水

収支の状況

- 料金の値下げにより収入は減少
- 繰上償還等による支払利息の軽減
- 平成21年度末で南伊勢工業用水道事業を廃止したことに伴う特別損失の発生

施設の整備状況

- ユーザーからの新たな需要(過去4年間で23件)に合わせ、配水管布設などの対応

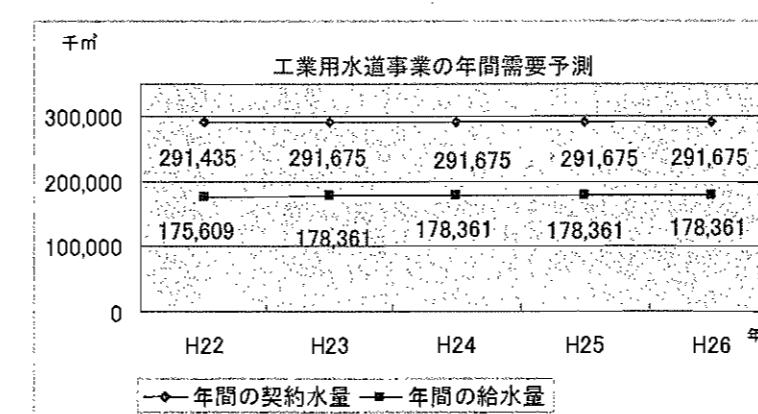
経営にあたっての留意点

- 使用水量の減少や施設改良の影響などにより、給水原価は高い状況
→①更なる費用の削減 ②未売水の利用促進

平成22年度見込

- 純利益3億6千万円
- 長期債務残高
257億3千万円

契約水量2億9,100万m³/年、給水量1億7,800万m³/年



平成26年度目標値

- ①浄水場等における主要施設の耐震化率(%)
- ②水管橋の耐震化率(%)
- ③管路の更新率(%)
- ④設備の更新率(%)
- ⑤給水障害発生件数(件)
- ⑥給水原価(円/m³)
- ⑦年間給水量(千m³)
- ⑧新規・増量契約件数(件)

・県内の事業者に対し良質な工業用水を安定的に供給し、地域の経済・産業の活性化に貢献します。

・時代の変化に即応した経営改善を推進し、企業ニーズに応じた効率的な事業運営を行うとともに、新規需要に迅速・的確に対応します。

電気事業

供給電力量等の状況

- 水力：降雨量が少なかった平成19年度を除き、横ばい
- RDF：平成20年度以降、市町からのRDF搬入量が年々減少

収支の状況

- 水力：
 - 平成21年度まで料金の値下げにより収入は減少
- RDF：
 - 品質管理・安全対策の経費増
 - 処理料金の段階的な引き上げ

施設の整備状況

- 平成16年の災害復旧については、平成20年度に、全ての発電所が運転を再開

経営にあたっての留意点

- 水力：民間譲渡に向け、①計画的な設備改修 ②譲渡までに県が実施することとなっている課題を解決

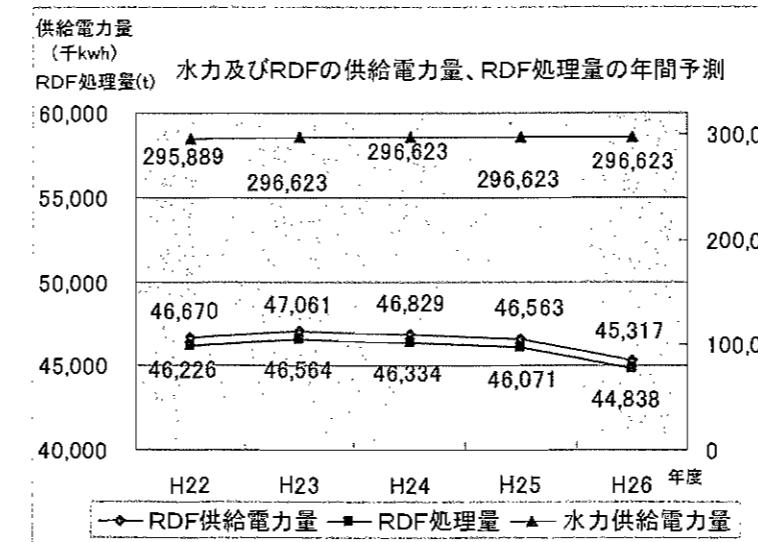
- RDF：①安全管理に万全を期する ②民間譲渡後も、引き続き企業庁が事業を運営するための様々な課題を解決

平成22年度見込

- 純損失5億円
- 長期債務残高
36億1千万円

①水力：2億9,700万kwh/年

②RDF：処理量4万4,000t/年、供給電力量4,500万kwh/年



平成26年度目標値

- 【水力】
 - ①主要施設の耐震化率(%)
 - ②設備の更新率(%)
- ③水力発電事業譲渡(年度)
- ④年間溢水電力量(千kwh)
- ⑤供給電力量(千kwh)
- ⑥供給支障件数(件)
- ⑦発電によるCO₂削減量(千t-CO₂)

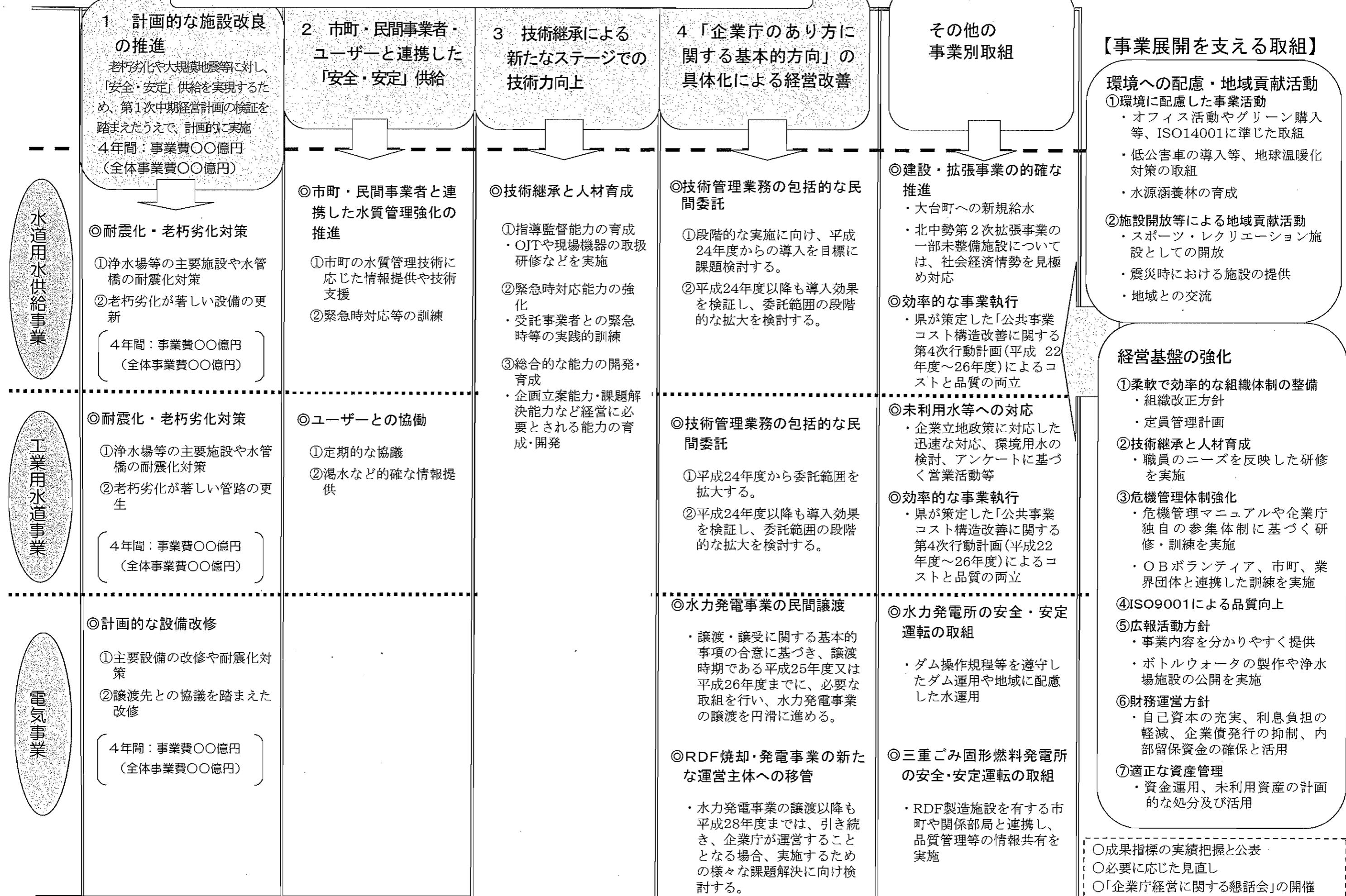
【RDF】

- ①RDF外部処理委託量(t)
- ②RDF1t当たりの発電量(kwh/t)

・水力発電事業の役割である再生可能な純国産のクリーンエネルギーの供給や、地域貢献の取組を将来にわたって持続可能なものとするため、民間事業者への譲渡を円滑に進めます。

※「」囲いについては、長期経営ビジョンの経営目標

今後4年間の重点的な取組



【事業展開を支える取組】

環境への配慮・地域貢献活動

- ①環境に配慮した事業活動
 - ・オフィス活動やグリーン購入等、ISO14001に準じた取組
 - ・低公害車の導入等、地球温暖化対策の取組
 - ・水源涵養林の育成

- ②施設開放等による地域貢献活動
 - ・スポーツ・レクリエーション施設としての開放
 - ・震災における施設の提供
 - ・地域との交流

経営基盤の強化

- ①柔軟で効率的な組織体制の整備
 - ・組織改正方針
 - ・定員管理計画
- ②技術継承と人材育成
 - ・職員のニーズを反映した研修を実施
- ③危機管理体制強化
 - ・危機管理マニュアルや企業庁独自の参集体制に基づく研修・訓練を実施
 - ・O B ボランティア、市町、業界団体と連携した訓練を実施
- ④ISO9001による品質向上
- ⑤広報活動方針
 - ・事業内容を分かりやすく提供
 - ・ボトルウォータの製作や浄水場施設の公開を実施
- ⑥財務運営方針
 - ・自己資本の充実、利息負担の軽減、企業債発行の抑制、内部留保資金の確保と活用
- ⑦適正な資産管理
 - ・資金運用、未利用資産の計画的な処分及び活用

○成果指標の実績把握と公表
○必要に応じた見直し
○「企業庁経営に関する懇話会」の開催

第2次中期経営計画期間における事業別収支計画（平成23年度～26年度）

水道用水供給事業

区分	H18年度 (決算)	H19年度 (決算)	H20年度 (決算)	H21年度 (決算見込)	H22年度 (当初予算)
収益的 収支	営業収益	10,675	10,773	10,675	11,732
	営業外収益	542	621	453	276
	特別利益	4	0	0	0
	収入計	11,221	11,394	11,128	12,008
	営業費用	7,677	7,787	7,721	8,659
	営業外費用	2,413	2,266	1,826	1,621
	特別損失	9	0	0	26
	費用計	10,100	10,053	9,547	10,307
	純利益	1,121	1,341	1,581	1,701
	△4,432				
資本的 収支	企業債	7,514	4,487	14,007	885
	国庫補助金	1,035	1,943	2,262	157
	出資金	2,737	3,683	4,132	2,119
	その他収入	13	55	155	0
	収入計	11,298	10,168	20,557	3,161
	建設改良費	4,673	8,344	9,346	2,384
	償還金	12,023	7,334	15,748	7,491
	支出計	16,696	15,678	25,094	9,876
	資本的収支不足額	△5,397			
	前年度末内部留保資金	11,26			
資金 収支	純利益	1,12			
	当年度分損益勘定留保資金等	4,49			
	資本的収支不足額	△5,397	△3,510	△4,538	△6,714
	単年度資金収支	218	312	1,580	△714
	当年度末内部留保資金	11,480	11,792	13,372	12,658
					11,717

※収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み。
※四捨五入のため合計が合わない場合がある。

1 収益的収支

(1) 収入

- H21年度は、北中勢水道用水供給事業（北勢系第二次拡張）の一部給水や伊賀用水供給事業の開始により増加
- H22年度は、伊賀市水道への一元化等により98億円余に減少

(2) 費用

- H21年度は、収入と同様により増加
- H22年度は、伊賀市水道への一元化により減少

純利益

- H21年度は17億円余
- H22年度は44億円余の純損失

2 資本的収支

(1) 収入

- H20年度は建設拡張事業の財源としての企業債等により増加
- H21年度以降は伊賀水道用水建設事業の終了等により減少に転じる。

(2) 支出

- 収入と同様、伊賀水道用水建設事業の終了等により減少に転じる。

不足額：内部留保資金等により補填

3 資金収支

- H22年度は単年度で赤字となるが、年度末での内部留保資金は117億円余を確保

工業用水道事業

区分	H18年度 (決算)	H19年度 (決算)	H20年度 (決算)	H21年度 (決算見込)	H22年度 (当初予算)
収益的 収支	営業収益	6,153	6,244	6,274	6,121
	営業外収益	48	101	125	75
	特別利益	0	0	0	31
	収入計	6,201	6,345	6,399	6,196
	営業費用	4,920	4,693	4,772	4,821
	営業外費用	788	747	702	660
	特別損失	94	52	18	372
	費用計	5,802	5,492	5,493	5,745
	純利益	400	853	906	343
	企業債	1,037	0	700	613
資本的 収支	補助金	314	155	109	119
	出資金	1,534	1,440	1,354	1,328
	その他収入	0	3	87	5
	収入計	2,885	1,598	2,250	2,065
	建設改良費	3,059	1,742	2,472	2,013
	償還金	2,354	4,264	2,104	2,941
	支出計	5,413	6,006	4,576	4,954
	資本的収支不足額	△2,527	△4,408	△2,327	△2,889
	前年度末内部留保資金	12,000	12,774	12,014	12,050
	△2,054	△724	△724	△597	△563

※収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み。

※四捨五入のため合計が合わない場合がある。

1 収益的収支

(1) 収入

- H22年度は、料金及び需要量予測から60億円余を見込む

(2) 費用

- 建設改良の増加に伴う減価償却費、H21年度からの浄水場の技術管理業務の包括的な民間委託による委託料などが増加するが、それに伴う人件費の減少、経営の効率化によりH22年度は、57億円余とする。

純利益

- H22年度は3億円余
- 全額を減債積立金として利益処分し、企業債の償還金に充当

2 資本的収支

(1) 収入

- H22年度は、建設改良の財源として国庫補助金が増加

(2) 支出

- 老朽劣化対策、耐震化対策工事等のため、建設改良費として中期経営計画期間中に約96億円の投資が必要

不足額：内部留保資金等により補填

3 資金収支

- H22年度末の内部留保資金は126億円余を確保

電気事業

区分	H18年度 (決算)	H19年度 (決算)	H20年度 (決算)	H21年度 (決算見込)	H22年度 (当初予算)
収益的 収支	営業収益	2,512	2,199	2,330	2,148
	附帯事業収益	764	820	756	763
	営業外収益	377	28	27	18
	特別利益	80	44	0	0
	収入計	3,733	3,092	3,113	2,929
	営業費用	1,910	2,023	1,921	1,880
	附帯事業費用	973	1,077	1,009	1,254
	営業外費用	678	280	244	188
	特別損失	72	0	0	59
	費用計	3,633	3,381	3,174	3,349
資本的 収支	純利益	100	△289	△61	△420
	当年度末処理欠損金	1,573	1,862	1,923	2,343
	企業債	0	0	0	0
	補助金	18	32	3	0
	長期貸付金償還金	98	90	68	57
	その他収入	33	186	0	162
	収入計	149	309	71	209
	建設改良費	288	689	67	50
	償還金	595	574	601	555
	支出計	883	1,263	668	620
資金 収支	不足額	△597	△563	△395	
		2,714	2,795	2,132	
		△61	△420	△496	
		739	320	729	
		△597	△563	△395	
		81	△663	△162	
		2,795	2,132	1,970	
		2,714	2,795	2,132	

※収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み。

※四捨五入のため合計が合わない場合がある。

1 収益的収支

(1) 収入

- 営業収益は、水力発電の電力料（改定前）で22億円余
- 附帯事業収益は、各製造施設のRDF製造量予測等から電力料及びRDF処理料金等で8億円余
- 電気事業全体では30億円余

(2) 費用